

## 住居表示街区案内板作製仕様書

### 1 件名

住居表示街区案内板作製

### 2 目的

市民文化ホールの開館に際し、来訪者等への情報発信を充実させるため、市民ホール周辺地域の施設等を案内する情報板を設置することを目的とする。

### 3 納期

令和8年3月31日

### 4 業務内容

#### (1) 既存の案内板本体と基礎部分の撤去

撤去物は関係法令に基づき廃棄物として適正に処分を行うこと。

#### (2) 住居表示街区案内板の作製

街区案内板 2基

詳細は、別紙1のとおり

#### (3) 市が指定する箇所への案内板の設置

設置箇所は別紙2のとおり

### 5 安全対策

作業に当たっては歩行者等に十分注意のうえ安全策に万全を期すること。

### 6 許可・申請等

作業の際には道路占用及び仕様の許可を申請し、交通整理員を配置すること。

### 7 設置

案内板を設置するにあたっては、「北海道屋外広告物条例」に基づき、屋外広告業の登録を受けていること。

### 8 提出書類

#### (1) 作成した案内図データ(PDFデータ)

#### (2) 作業前及び作業後の写真一式

1部

#### (3) 廃棄物が適正に処分されたことがわかる書類

1部

#### (4) 完了報告書

1部

#### (5) 施工方法・掘削方法のわかる保安図(事前提出)

1部

## 9 検査

検査の結果、不備及び欠陥があると認められる場合は、遅滞なく補正又は再作製すること。

## 10 協議

- (1) 本仕様書に定めのない事項は信義誠実の原則に従い両者協議の上円満に解決するものとする。
- (2) 工事日程等については、苫小牧市市民生活部窓口サービス課と十分協議のうえ決定すること。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者の過失により市に対して損害を与えた場合、受注者の責任により賠償すること。
- (5) 有価物の売却益は控除して見積もりを作成すること。

## 住居表示街区案内板仕様

## 1 形態及び寸法

別紙2のとおり

## 2 面板について

- (1) 面板は、アルミ複合版5mm厚を使用すること。
- (2) 面板は、取り外し可能なものとし、ステンレス製のボルトでフレームに取り付けること。

## 3 案内図について

- (1) 案内図は、指定する範囲を表示すること
- (2) 図柄は、建物、道路、河川、公園、避難所、地盤高等指定するものを記載すること。
- (3) 図柄の記入に使用するインクはインクジェット溶剤を使用すること。
- (4) 文字は、表題、町名、街区符号など指定するものを記載すること。
- (5) 記入文字は、塩化ビニールフィルム（中長期対応）を用いること。
- (6) 表面にUVカットのラミネート加工（中長期対応）を施し長期間の掲載に耐えうるものとする。

## 4 案内図に施す文字、色彩について

- (1) 文字は全て写真植字、丸ゴシック体を使用すること。
- (2) 文字の規格、色彩の濃淡及び線の太さについては別途指示をすること。
- (3) 色彩は、原則として次のとおりとすること。

- 黄色・・・道路
- 赤色・・・街区符号、町界、現在位置
- 緑色・・・公園、緑地
- 青色・・・河川、建物
- 黒色・・・表題、町名、街区界、官公署名、隣接町名、方位
- 象牙色・・・背景

## 5 校正について

3回以上行うこと。

## 6 著作権について

作製したデザインの著作権は市に帰属すること。

## 7 支柱について

## (1) 材質、加工について

- ア ステンレス製で防錆処理を2度行うこと。
- イ 支柱には爪を設け、基板をステンレスボルトで取り外し可能なものとする
- ウ 支柱の建て込みには根かせを用い、コンクリートで埋め込みを行うこと。

## 住居表示街区案内板補修業務 作業箇所一覧

## ●案内板(図)の全面補修

管理番号	案内板設置街区	補修内容(掲載範囲)
71	旭町4丁目5番	旭町(3丁目・4丁目)・末広町(3丁目)・ 若草町(1丁目・2丁目・3丁目)・ 表町(1丁目・2丁目)
121	表町2丁目1番	表町(1丁目・2丁目)・ 錦町(1丁目・2丁目)・ 大町(1丁目・2丁目)・ 寿町(1丁目・2丁目)・ 栄町(1丁目・2丁目・3丁目)・ 旭町(3丁目・4丁目)・ 若草町(3丁目一部)

合計2か所、図面2面分

